

【⑦入退所に関する質問】

Q1.長期間保育園をお休みしたいのですが。

正当な理由がなく3か月を超えて休んだ場合は退所となります。また、月のほとんどを休んだ場合であっても利用者負担額（保育料）は全額納付していただきます。

Q2.保育施設を退所したいのですが。

退所予定月の15日前までに保育こども園課へ「退所届」を提出してください。「退所届」は保育こども園課にご用意しております。退所後、再度保育施設の利用を希望する場合は、再度申込が必要です。※本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）をご持参ください。

Q3.保育所への入所決定はどのようにして確認できますか。

入所決定した方へのみ電話で入所決定の連絡と、その後の手続についてのご案内をしています。

Q4.校区外の認定こども園（2号認定）を希望する場合、校区変更の申請は必要ですか。

認定こども園については、2号認定では校区関係なく希望園に記入することで希望できます。校区外の認定こども園を希望した場合、校区内希望の加点がつかないのでご注意ください。